

商店街が行う施設整備等への支援

1 申請対象

商店会

※任意の商店街団体の場合、権利能力なき社団の要件を満たしている必要があります。

2 補助内容・補助対象・補助率及び補助限度額

(1) 商店街が行う街路灯や防犯カメラ等の整備や施設の安全点検等の経費を補助します。

(主な補助対象)

分野	補助対象		補助率	補助限度額※3	
				計画認定あり※2	計画認定なし
防犯	街路灯	① 新設	30%	「400万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方
		② 修繕※1 (ランプ交換含む)	50%	「400万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方
	防犯カメラ	「400万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方		「100万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方	
防災	AED、防災等関連備品		50%		50万円
	防災等関連施設			400万円	100万円
集客	アーケード アーチ 片アーチ	① 新設	30%	400万円	
		② 修繕※1 (ランプ交換含む)	50%		100万円
	サイン施設、フラッグ掲出用ポール、Wi-Fi設備、放送設備				
	加圧式ミスト装置			100万円	
その他	施設の安全点検(調査)		50%	200万円	100万円

※1 「修繕」とは、設置当初より性能や機能を向上させることや、経年劣化や事故等により破損した施設を危険性のなくなる状態にまで復旧することを指します。

「ランプ交換」は「修繕」に含みます。

※2 施設整備実施の前年度に、計画認定申請が必要です。

※3 1商店会あたりの1年間の補助限度額は800万円です。

この800万円には「計画認定なし」の1年間の補助限度額200万円を含みます。

*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。

(2) 商店街が行う街路灯等の撤去の経費を補助します。

(主な補助対象)

補助対象	補助率	補助限度額※6	
		計画認定あり※5	計画認定なし
街路灯	50% ※4	400万円	100万円
アーケード、アーチ、片アーチ	50%	400万円	100万円
その他商店会に係る設備、施設		200万円	

※4 街路灯については、下記1～4の条件をすべて満たす場合は、補助率が90%となります。

1. 商店会員数が20以下であること（令和8年4月1日現在の会員数を基準とする）。

2. 所有する街路灯の基数が商店会員数の4倍以上であること。

3. 街路灯を撤去し、所有する街路灯の基数を商店会員数の同数以下とすること。

4. 撤去事業実施の前年度に計画認定されていること。

※5 施設撤去実施の前年度に、計画認定申請が必要です。ただし、商店会の解散に向けた撤去の場合は計画認定申請を省略することができます。

※6 1商店会あたりの1年間の補助限度額は400万円です。

*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。

(3) 災害や事故等によって被害を受けた街路灯等の整備や撤去の経費を補助します。

補助対象	補助率	補助限度額※7	
		計画認定あり	計画認定なし
新設（建替え）、修繕	50%		400万円
撤去			400万円

※7 1商店会あたりの補助限度額は800万円です。

*災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、まずは商業振興課(045-671-3488)までお問い合わせください。

3 申請期限

○ 整備計画認定申請書の提出 : 令和8年7月31日(金) ※令和9年度に実施する事業

○ 補助金交付申請書の提出

・ 前年度計画認定を受けた事業 : 令和8年7月31日(金)

・ 計画認定申請書の提出を省略できる事業 : 令和8年11月30日(月)

※災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、申請期限にかかわらず商業振興課(045-671-3488)までお問い合わせください。



持続的に商店街活動を続けるために 街路灯を一部撤去した商店街の事例をご紹介します



お話を伺った方:あざみ野商店会協同組合 専務理事 山崎様
(会員数92名(賛助会員24名含む))



あざみ野商店会(協)の街路灯

Q あざみ野商店会協同組合の取組内容を教えてください

→毎年、街路灯を約3基ずつ撤去しています。

平成29年(撤去前) 136基 → 令和7年 109基

撤去の対象となる街路灯は、倒壊の危険性が高いものや、明るい場所に設置されたものから優先的に行っています。将来的に何基まで減らすかは検討中ですが、商店街区域の明るさや会員数、資産状況など総合的に見ながら決めたいと考えています。

Q 街路灯の計画的な撤去に至った経緯を教えてください

→当商店会では、街路灯設置から30年以上の年月が経過し、老朽化が進んでいたため、安全性が懸念されていました。また、会員数を大幅に超える基数の街路灯を保有していたことから、撤去することとなりました。

Q 修繕ではなく、撤去を決断した理由を教えてください

→設置当時に比べると、会員数が減少しているため、理事会等で協議を重ねた結果、当初の街路灯数を維持し続けることは、困難であると判断しました。また、駅周辺やコンビニ付近は夜間でも十分な明るさがあるため、防犯面も問題ないと考えました。現在、危険性の高い街路灯は撤去し終えましたので、今後は修繕も行いたいと考えています。

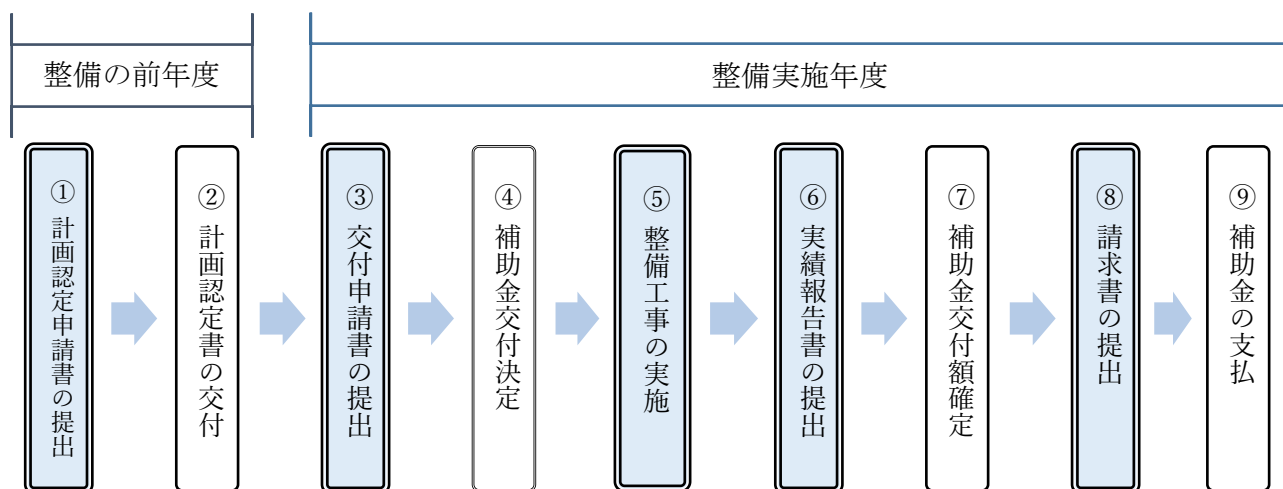
Q 実施してよかったと感じたことはありますか。

→電気代等の維持管理費を大幅に削減できたことです。これまで維持管理費に充てていた会費をイベント等の予算にも活用できるようになりました。お客様が楽しみながら、安心してお買い物できることが一番ですので、商店会としての責務を果たせたこともよかったと感じています。

作成日:令和7年1月

街路灯を撤去する場合も補助金が活用できます。
詳しくは経済局商業振興課(671-3488)へご相談ください!

4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者） * 計画認定なしの場合は③から実施。



5 留意事項

1	契約金額が100万円以上と見込まれる場合は、2者以上の市内事業者からの見積書の徴収または入札が必須です。（計画認定申請時は不要）		
	区分	事業費等の総額	入札等の取り扱い方法
	工 事	1 億円以上	原則、一般競争入札
		1,000 万円以上 1 億円未満	8者以上の指名競争入札又は5者以上の見積合せ
		1,000 万円未満	2者以上の見積合せ
	物品購入 委託	1,000 万円以上	5者以上の指名競争入札又は3者以上の見積合せ
1,000 万円未満		2者以上の見積合せ	
※市内事業者であることを証するため、「横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）」の添付が必要です。			
2	税込事業費で補助金を申請することは可能ですが、事業完了後に消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。		
3	任意商店街については、施設の管理上の責任を軽減し、商店街組織全体で分担できるように、財産管理や組織運営等について規約で定められていることが条件となります。そのため、規約の改正が必要となる場合があります。		
4	本事業で整備した施設は、商店街の所有となり、維持管理や最終的な撤去の責任も商店街が負うこととなります。施設の整備にあたっては、 <u>将来の維持管理・撤去にかかる経費も十分ご検討の上、必要な施設の数量を計画してください。</u>		
5	本事業で施設を整備した場合、当該施設の保管状況等が記載された台帳の写しの提出が必要となります。		
6	公道上に施設等を整備する場合には、道路管理者等へ必要な手続きを行ってください。なお、民地の場合、土地所有者の承諾が必要となります。		
7	補助金を使用して設置、修繕等したものは、処分制限期間中には撤去できません。		
8	商店街を解散される場合には、アーチや街路灯等これまでに整備した商店街設備を撤去していただくこととなります。お早めに経済局商業振興課の担当までご相談ください。		